

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 9月 28日

申請者 氏名又は名称 北翔建設
 住所 奈良市古布町1266番地の8
 代表者氏名 第10条市管住居128号
 電話番号 北川真太郎
 090-8882-5771
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 28 日

申請者 氏名又は名称 北翔建設
住 所 奈良県奈良市古市町1266番地の8
第10号市営住宅128号
代表者氏名 北川真太郎



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	北 翔 建 設
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号630-1241 住所奈良市阪原町1016 電話番号 0742-93-0038 F AX番号 0742-64-0598 メールアドレス hokusyo588.k@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
初 幸洋 田岡 幸洋	第69265号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 9 月 28 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弦 RB-80-CV (13~150mm用)	2	
	塩ビカッター	VC40	1	
	〃	VC20	3	
	ロータリバンドソー	CB18F	3	
	電子セパソー	CR12V	1	
			2	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~11/2インチ	2	
	やすり	300平型判丸型	3	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm~100mm	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	2	
	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 9月 28日

申請者

氏名又は名称

北翔建設

住 所

奈良市古市町1266の8

代表者氏名

第10号市浪佐宅128号

北川真太郎

水道事業者 殿

住民票

氏名	北川 真太郎				住民票コード	省略	
旧氏					個人番号	505597048461	
生年月日	昭和44年 4月 9日	性別	男	続柄	省略	住民となった年月日	昭和44年 4月 9日
住所	奈良県奈良市古市町1266番地の8 第10号市営住宅128号				本籍	省略	
世帯主	省略				筆頭者	省略	
平成18年 3月30日 奈良県奈良市古市町1603番地から転居 平成18年 3月30日 転居届出							

第5000000000000023050187280000014740001号 1枚/1枚中

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 5年 7月12日

奈良市長

仲川 元庸



第六九二六五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 田岡 幸洋

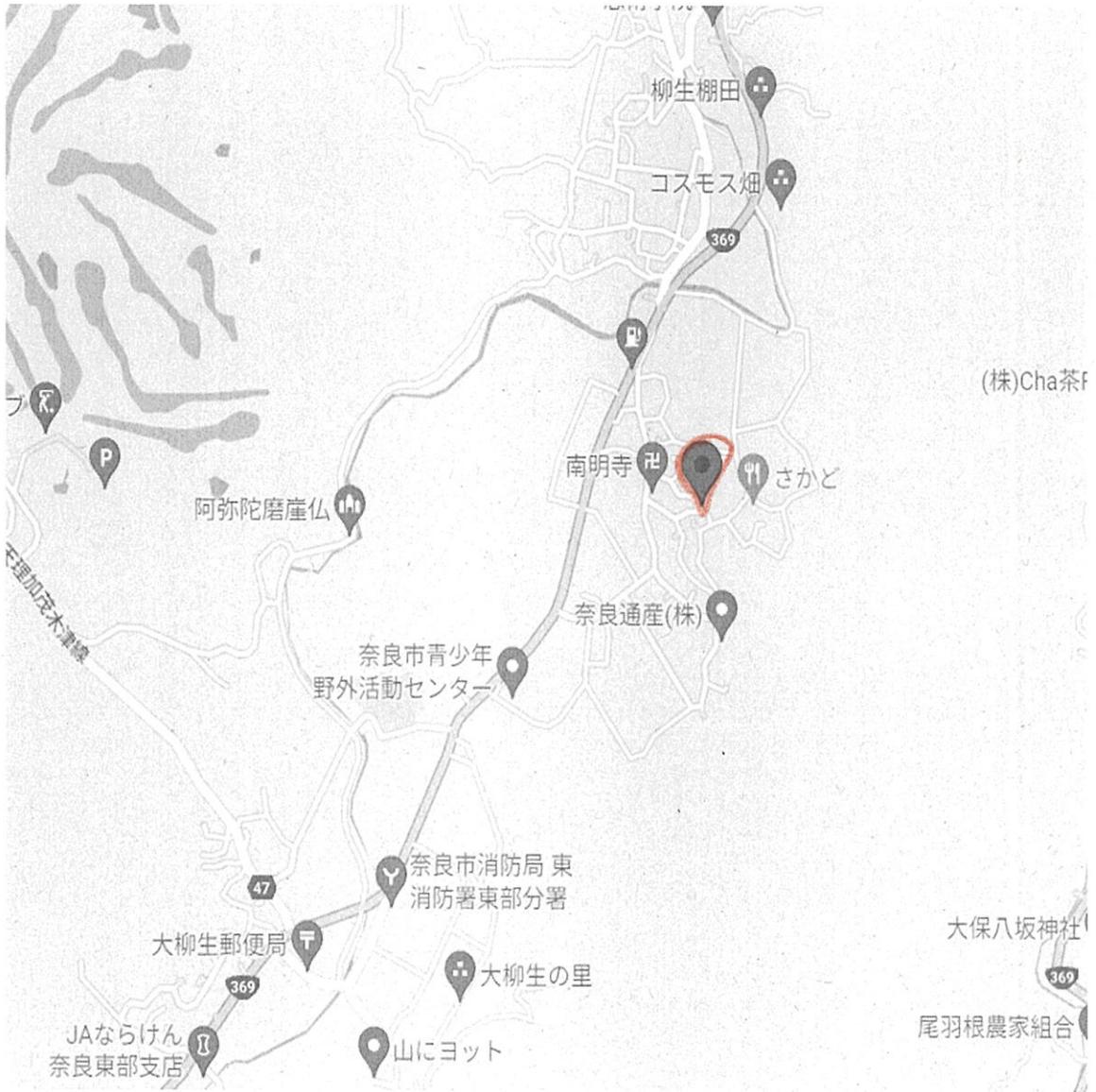
昭和三十八年十二月二日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

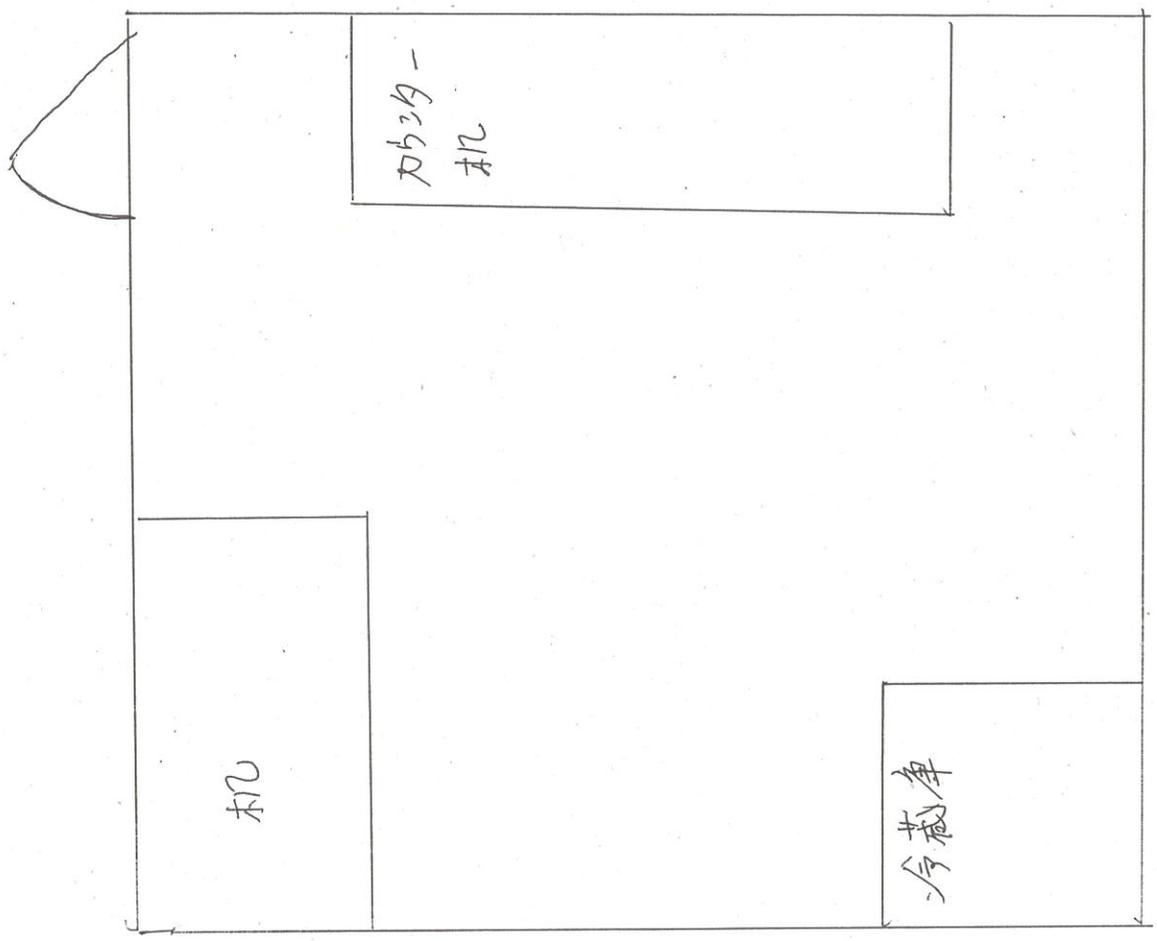
令和五年九月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬





4





総合建設
北翔建設
TEL0742330038



123456789101112
月子定数
月子定数
1617181920
月子定数

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 28 日

申請者 氏名又は名称 **北翔建設**
 住所 **奈良市市布町1266番地の8**
 代表者氏名 **第10号市営住宅128号**
 電話番号 **北川真太郎**
090-8882-5771
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 28 日

届出者

氏名又は名称 比翔建設

住 所 厚良市錦町1266の8
第10号市営住宅128号

代表者氏名 比川真太郎

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	比翔建設	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
田岡幸洋	第69265号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第六九二六五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 田岡 幸洋

昭和三十八年十二月二日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和五年九月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬

